

野田市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、収入金の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び野田市会計事務規則第31条第3項の規定により告示します。

令和7年4月15日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所
名称 公益社団法人 野田市シルバー人材センター
住所 千葉県野田市鶴奉5番地の1
- 2 指定公金事務取扱者に委託する事務
野田市船形多世代交流センター
会議室等利用に係る使用料及びカラオケ利用料
- 3 公金事務取扱者の指定日及び委託日
令和7年4月1日
- 4 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで